

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和45年から昭和55年にかけて約95,000人で、ほぼ横ばいであったものの昭和60年の96,589人を境に減少傾向が続き、令和2年国勢調査では74,707人となっている。とりわけ平成16年以降は加速度的に人口減少が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計人口によると、令和27年の本市人口は45,848人にまで減少するものと推計されている。

産業構造は、令和2年（国勢調査時）において15歳以上の就業者数が38,472人、産業別の構成内訳は、第1次産業が10.2%、第2次産業が31.8%、第3次産業が58.1%となっている。

また、民営事業所数は、昭和61年の5,354事業所をピークにバブル崩壊以降減少し、直近の令和3年は3,420事業所と約36%減少している。（出典：R3経済センサス活動調査）

市内に所在する製造業の事業所数は、計143で、分類別では、「生産用機械器具製造業」が最も多く、次いで「繊維工業」「電子部品・デバイス・電子回路製造業」と続いている。製造品出荷額等は、令和4年で総額2,811億円となっており、その8割以上を電子部品・デバイス・電子回路製造業が占めている。（出典：2023年経済構造実態調査）

本市では、こうした背景のもと、人口減少に歯止めをかけるための重点戦略の一つとして産業集積の強靱化と雇用創出を掲げ、電子デバイス関連産業に加え、新分野へ果敢に挑戦する企業等の取り組みを支援するなど、各種の施策を展開している。

しかし、少子高齢化や若年層の首都圏への人口流出などにより人口減少が進み、中小企業においては深刻な人材不足や機械設備の老朽化も相まって、事業の持続化自体が憂慮されており、生産基盤の弱体化によっては市全域の活力が失われかねない状況である。

こうした状況を打破するため、定住促進対策の強化に加え、本市の事業所数の約9割を占める中小企業が先端設備等を積極的に導入し、今後、益々多様化する市場ニーズに迅速かつ正確に対応し受注増加を図り、労働者一人ひとりが生み出す成果を高める必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性の飛躍的な向上と受注の増加を図られ、地域の産業基盤が強化されることを目指す。

これを実現するため、本計画期間中に、先端設備等導入計画を7件程度認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広大な面積を擁する本市では、各地域において製造業はもとより、農業、林業、水産業、サービス業等が連携して産業活動を営み経済と雇用を支えているため、多様な分野の多様な設備投資を支援していく必要がある。

このため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、平成17年3月に1市7町の合併により誕生し、面積は、秋田県の約10.4%を占める1,209.59平方キロメートル（東西約32.3キロメートル、南北約64.7キロメートル）で、企業は、沿岸、内陸、山間部と広域に立地している。

各地域において、引き続き雇用を確保しつつ広く企業の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり、域内の各産業は連携して事業活動を営み、経済と雇用を支えていることから、本計画においては全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた企業の取り組みは、自動化やICT、AI・IoTの導入による生産性や品質、価値の向上、省エネ推進等、その目的により様々であると見込まれる。したがって、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、雇用の安定確保を前提として生産性の向上を後押しするため、市内に工場や事業所を設けない事業又は従業員を配置しない事業を対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日～令和9年6月14日の2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定確保を前提に生産性の向上を後押しする観点から、導入前よりも人員が削減される先端設備等導入計画は認定しない。

また、健全な地域経済の発展と納税の円滑化及び公平性に配慮し、申請者に公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる場合又は市税の滞納がある場合には、先端設備等導入計画を認定しない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A4 とする。